

【保護者の方へ】

学校保健安全法施行規則により、「学校において予防すべき感染症」には出席停止の期間が定められています。この期間は学校内での感染拡大を防ぐため、罹患した生徒は登校できない期間となります。（欠席扱いにはなりません。）出席停止期間中はご自宅で療養し、体力回復に努めてください。

- （1）感染症（別紙「学校において予防すべき感染症の種類及び出席停止の期間の基準」参照）に罹患した場合、速やかに学校に連絡し、医師の指示に従ってください。
- （2）下記の感染症治癒証明書に必要事項を記入し（医療機関で記入していただき）、登校再開後に担任に提出してください。

感染症治癒証明書

東京都立大崎高等学校長殿

_____年_____組 氏名_____

診断名

--

出席停止期間

令和_____年_____月_____日 ~ 令和_____年_____月_____日

上記の感染症が軽快し、学校保健安全法の基準により感染症予防上、登校の支障がないことを証明します。

医療機関名_____ 印

上記に相違ありません。

令和_____年_____月_____日

保護者氏名_____ 印

担任	保健室